

⑤許可・認定等手数料一覧表

(R7.4.1 現在)

【大田原市】

該当条項	内 容	手数料	別表 番号
法第7条の6第1項第1号 (第87条の4、第88条第1項、 第2項の準用も含む)	500㎡以下	15,000円	43
	500㎡超～1,000㎡以下	30,000円	
	1,000㎡超～2,000㎡以下	60,000円	
	2,000㎡超	120,000円	
法第12条第8項による記載事項証明	建築台帳記載事項証明 1通	450円	44
法第42条第1項第5号 法第42条第2項	道路の位置の指定の申請	50,000円	45
	道路の位置の指定の変更	50,000円	
	道路の位置の指定の廃止	25,000円	
法第43条第2項第1号認定	建築物の敷地と道路との関係の建築認定	27,000円	46
法第43条第2項第2号許可	建築物の敷地と道路との関係の建築許可	33,000円	47
法第44条第1項第2号	公衆便所等の道路内における建築許可	33,000円	48
法第44条第1項第3号	道路内における建築認定	27,000円	49
法第44条第1項第4号	公共用歩廊等の道路内における建築許可	160,000円	50
法第47条ただし書	壁面線外における建築許可	160,000円	51
法第48条第1項～第14項ただし書(第87条第2項、第3項、 第88条第2項の準用を含む。)	用途地域又は用途地域の指定の無い区域における建築等許可	180,000円	52
法第51条ただし書(第87条第2項、第3項、第88条第2項の準用を含む。)	特殊建築物等敷地許可	160,000円	53
法第52条第10項、第11項、第14項	建築物の延べ面積の特例許可	160,000円	54
法第53条第4項	壁面線を超えない建築物の建蔽率に関する建築許可	33,000円	55
法第53条第5項	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可	33,000円	56
法第53条の2第1項第3号、第4号(法第57条の2第3項の準用を含む。)	建築物の敷地面積の制限に関する適用除外に係る許可	160,000円	57
法第55条第2項	建築物の高さの特例認定	27,000円	58
法第55条第3項又は4項各号	建築物の高さの許可	160,000円	59
法第56条の2第1項ただし書	日影による建築物の高さの特例許可	160,000円	60
法第57条第1項	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	27,000円	61
法第57条の4第1項ただし書	特例容積率適用地区内における建築物の高さの特例許可	160,000円	62
法第59条第1項第3号	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可	160,000円	63
法第59条第4項	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可	160,000円	64
法第59条の2第1項	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可	160,000円	65
法第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号	景観地区内における建築物の高さ、建築物の壁面等の位置又は建築物の敷地面積の最低限度の許可	160,000円	66

該当条項	内 容		手数料	別表番号
法第68条第5項	景観地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定		27,000円	67
法第68条の3第1項、第2項、第3項、第7項	再開発等促進区等内の建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定		27,000円	68
法第68条の3第4項	再開発等促進区等内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可		160,000円	69
法第68条の4第1項	地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定		27,000円	70
法第68条の5の2	防災街区整備地区の区域内の特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画策定区域内における建築物の容積率の特例認定		27,000円	71
法第68条の5の3第2項	地区計画等の区域内における建築物の高さに関する道路斜線制限の適用除外に係る許可		160,000円	72
法第68条の5の5第1項、第2項	地区計画等の区域内における建築物の前面道路の幅員に応じた建築物の容積率に関する特例又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定		27,000円	73
法第68条の5の6	地区計画等の区域内における建築物の建蔽率に関する特例認定		27,000円	74
法第68条の7第5項	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可		160,000円	75
法第85条第6項	仮設建築物建築許可（1年以内で使用する場合）		120,000円	76
法第85条第7項	仮設建築物建築許可（1年を超えて使用する場合）		160,000円	77
法第86条第1項	総合的設計による一団地の建築物の特例認定	建築物の数が1又は2である場合	78,000円	78
		建築物の数が3以上である場合	78,000円 + (建築物の数 - 2) × 28,000円	
法第86条第2項	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定	建築物の数が1である場合	78,000円	79
		建築物の数が2以上である場合	78,000円 + (建築物の数 - 1) × 28,000円	
法第86条第3項	総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可	建築物の数が1又は2である場合	238,000円	80
		建築物の数が3以上である場合	238,000円 + (建築物の数 - 2) × 28,000円	
法第86条第4項	既存建築物を前提とした総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可	建築物(既存建築物を除く。以下この部において同じ。)の数が1である場合	238,000円	81
		建築物の数が2以上である場合	238,000円 + (建築物の数 - 1) × 28,000円	
法第86条の2第1項	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定	建築物の数が1である場合	78,000円	82
		建築物の数が2以上である場合	78,000円 + (建築物の数 - 1) × 28,000円	
法第86条の2第2項、第3項	一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可	建築物(一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この部において同じ。)の数が1である場合	238,000円	83
		建築物の数が2以上である場合	238,000円 + (建築物の数 - 1) × 28,000円	
法第86条の5第1項	建築物の認定又は許可取消		6,400円 + 既存建築物の数 × 12,000円	84
法第86条の6第2項	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定		27,000円	85
法第86条の8第1項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の認定		27,000円	86
法第86条の8第3項	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の認定変更		27,000円	87
令第137条の12第6項	既存不適格建築物について接道義務の特例認定手数料		27,000円	87の2
令第137条の12第7項	既存不適格建築物について道路内建築制限の特例認定手数料		27,000円	87の3